

財団法人栃木県市町村振興協会寄附行為

〔昭和54年4月1日〕
〔栃木県指令地第918号〕

改正 昭和56年4月10日栃木県指令地第94号

平成17年3月18日栃木県指令市町村第1079号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人栃木県市町村振興協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市町村振興宝くじに係る収益金等をもって、栃木県が協会へ交付する交付金等（以下「交付金等」という。）を原資として基金を設置し、市町村に対する災害時の融資等のためその基金の運用を行うこと。
- (2) 交付金等を市町村に配分すること。
- (3) 財団法人全国市町村振興協会の会員となるとともに、その運営に協力すること。
- (4) 市町村の振興に関する調査研究及び資料等の収集を行うこと。
- (5) 前各号のほか、協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章の2 会員及び会費

(会員)

第4条の2 協会に会員を置く。

2 会員は、別に定める栃木県内の市町村とする。

(会費)

第4条の3 各会員の各年度の会費の額は、当該各年度においてサマージャンボ宝くじに係る収益金等をもって栃木県が協会へ交付する交付金のうち、別に定める当該各年度において市町村に対して配分すべき交付金の額を別に定めるところにより案分して算出した額とする。

2 各会員の各年度の会費は、前項に規定する当該各年度において市町村に対して配分すべき交付金をもって充てるものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 交付金及び補助金
- (5) 寄附金品及びその他の収入

(資産の種類)

第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事の総数の4分の3以上の者の同意を得、かつ、栃木県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 協会の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署、銀行その他の確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 協会の毎年度の事業計画及び収支予算は、当該年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

3 協会は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更したときは、毎年度開始後、又は変更議決の日より3月以内に栃木県知事に提出しなければならない。

(基金)

第12条 協会は、市町村に対する災害時の融資等に資するための基金を設けるものとする。

- 2 協会は、交付金等の交付があった場合には、別に定めるところにより基金に積み立てるものとする。
- 3 基金は、別に定める場合を除き、これを取り崩すことができない。
- 4 基金は、特別会計を設けてこれを経理するものとし、収支予算に計上するものとする。
- 5 基金の運用については、別に定める規定に従い、これを行う。

(事業報告等)

第 13 条 協会の毎年度の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経たのち、理事会の承認を得て、当該年度終了後 2 月以内に栃木県知事に提出しなければならない。

(剰余金)

第 14 条 年度末において剰余金が生じたときは、理事会の承認を得て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

第 4 章 役員等

(役員)

第 15 条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以内
- (2) 監事 2 名

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事)

第 16 条 理事は、理事会が選任する。

2 理事は、協会に関する業務を執行する。

(理事長及び副理事長)

第 17 条 協会に理事長及び副理事長 1 名を置き、理事の中から互選する。

2 理事長は、協会を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事)

第 18 条 監事は、理事会において選任する。

2 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任期)

第 19 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。

(解任)

第 20 条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会においてこれを解任する

ことができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として必要な適格性を欠くと認められるとき。
- (事務局)

第 21 条 協会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、資産の運用及び協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、あらかじめ理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

(定足数)

第 26 条 理事会は理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を指名して表決を委任することができる。

- 2 前 2 条の規定の適用については、前項の書面をもって表決し、又は表決を委任した理事は、当該理事会に出席したものとみなす。

第 28 条の 2 理事長は、軽易な事項又は急施を要すると認める事項については、書面をもって賛否の表明を求め、理事会に代えることができる。

(理事会への出席)

第 29 条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第 30 条 理事会の議長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

第 6 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 31 条 この寄附行為は、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、かつ、栃木県知事の認可を受けなければ変更することができない。

第 7 章 解散

(解散)

第 32 条 協会は、理事会において理事の総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、かつ、栃木県知事の認可を受けて解散することができる。

(残余財産の帰属権利者)

第 33 条 協会が解散した場合の残余財産の帰属権利者は、理事会の議決を経て、かつ、栃木県知事の許可を受けて定める。

第 8 章 補則

(規程の制定)

第 34 条 前各章に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な規程は、理事長が理事会にはかってこれを定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、栃木県知事の設立許可のあった日（昭和 5 4 年 4 月 1 日栃木県指令地第 9 1 8 号）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会で選任された者をもってこれにあて、その任期は、第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は第 1 0 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 5 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の会計年度の事業及び収支予算は、第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会で定められた事業計画及び収支予算による。

附 則

この寄附行為は、栃木県知事の許可のあった日（昭和 5 6 年 4 月 1 0 日栃木県指令地第 9 4 号）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の 2 及び第 4 条の 3 の規定は、昭和 5 4 年度から平成 1 6 年度までの各年度において適用があったものとみなす。